

臨床研究における研究代表者への謝礼の賄賂性

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 2 月 22 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（わ）第 5248 号
【事 件 名】 収賄、有印私文書偽造・同行使、詐欺、詐欺未遂、贈賄被告事件
【裁 判 結 果】 一部有罪、一部無罪（検察官控訴）
【参 照 法 令】 刑法 197 条・198 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572073

九州大学教授 井上宜裕

事実の概要

贈収賄にかかる事案の概要は以下の通りである。

被告人 A は、C 市民病院医療局呼吸器科医師であり、主任医長兼同病院呼吸器センター長として、患者の診療及び学術的研究等に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、同病院が研究機関として臨床研究を行うに当たり、その研究責任者として研究計画書等の作成、同病院倫理委員会への申請及び研究の実施等の職務に従事していた。他方、被告人 B は、医療機関における臨床研究等の立案及び実施などを目的とする K 研究所（以下「研究所」という。）の代表理事である。

株式会社 L は、平成 30 年頃、同社の主要商品である粘着クリーナー「M」の海外におけるシェア拡大のために、花粉等によるアレルギー症状への対策商品としての認証を取得する方針を立て、同社の海外事業推進部課長であった O が、その当時同社との間で医療に関するコンサルティング契約を締結していた研究所の B に対し、その相談をした。B は、1 月 20 日、A に対し、花粉症について教えて欲しい旨のメッセージを送って面会を求め、1 月 29 日、O らとともに本件病院で A と面談した。この面談の際に、B と O らが、A に対し、「M」の認証取得に向けた B の研究計画を説明したところ、A は、B らの研究計画に興味を示し、臨床研究の方法等について具体的な提言を行った。

L は、1 月 30 日の時点で、A 及び研究所との間で共同研究を実施する方針を社内で決定し、2 月 6 日には、B と O ら L の関係者が、臨床研究

の内容・方法等について協議する打合せを実施し、打合せ終了後、B が、A に対し、電子メール等を利用して O らとの打合せ結果を報告するなどした。これに対し、A は、臨床研究の方法等についてより具体的な提言を複数回行ったほか、本件病院の倫理委員会が適時開催であることを B に伝えた。

その後、A は、3 月 11 日、B から送付を受けた研究計画書を本件病院の倫理委員会に提出すると、持ち回り審査により若干の修正を経て同計画書が承認され、同委員会から報告を受けた院長の承認も 3 月 29 日付けで得られたことから、4 月 1 日以降、本件病院において、研究計画書に基づき、自身が研究責任者となって本件臨床研究を開始した。これと並行して、本件病院内において、研究所と本件病院の間の契約の手続が進められ、4 月上旬には、契約主体を本件病院から C 市に変更し、作成年月日を 3 月 1 日付けとした研究所と C 市の間の共同研究契約書が完成し、4 月 15 日頃に B に郵送された。その後、B は、4 月 17 日、A に対し、研究所と A の間の共同研究契約書を送付し、A が同契約書に押印して返送すると、B が、4 月 23 日、研究所名義の預金口座から A 名義の預金口座に 20 万円の振込入金をした。本件金員は、4 月 2 日に L が研究所に支払った業務委託費を原資としていた。なお、A は、本件病院に対して兼業許可願を提出していなかった。

判決の要旨

大阪地裁第 9 刑事部は、被告人 A 及び被告人 B による贈収賄に関して、次のように判示して、A、

Bともに無罪を言い渡した。

1 職務該当性

「Aのアドバイス等のうち、……本件病院において臨床研究を実施することを前提として行われたものについては、……Aの職務そのもの、又は、その準備行為という性質を有することは否定できない。」

2 公務に対する金員の交付

「公務は原則として対価なしで行うことが求められるから、通常は、公務の対価として金品が交付された場合には、そのこと自体から不法な趣旨・目的が推定されるといい得る。しかし、本件のように、Lや研究所のような事業者が、Aのような、研究を職務のひとつとする公務員に対し、当該公務員の公務としての研究と関係を有する指導や助言等をしてくれたことに対して金品を交付する場合には、事業者側は、研究者個人としての知識、経験、能力、資質、名声、権威等といった個人的属性に対する敬意・評価としての謝礼の趣旨を含めて交付をするのが一般的といえる。それゆえ、事業者の側から公務員に対して当該公務員の公務としての研究と関係を有する指導や助言等に対して金品の交付がされたとしても、交付がされたこと自体から直ちに不法な趣旨・目的が推定されることにはならず、このような場合に、当該金品が賄賂に当たるかどうかは、指導・助言等の内容や、金品が交付された経過、交付額などに照らし、当該金品の交付が賄賂罪としての処罰を要するほどに当該公務員の職務の公正さやそれに対する社会一般の信頼を損なうかどうかという観点から判断すべきであって、指導・助言等自体に不正な点がなく、それに対する金品の交付も当該公務員の個人的属性に対する敬意・評価としての謝礼として社会通念上許容し得る範囲にとどまるなど、理由のある趣旨・目的に基づいて交付されたとみることができ、当該公務員の職務の公正さ等を損なうとはいえないときは、賄賂に当たらないというべきである。」

3 本件金員の賄賂性

①指導助言等の内容、②金員交付の経過、及び、③交付額、交付方法等に照らして、「本件金員の交付は、私的労務に対する対価の支払いのほか、医学専門家としてのAの不正とはいえないアドバイス等に関し、その知識・経験等に対する敬意・評価としての社会通念上許容し得る範囲を超えな

い謝礼という理由のある趣旨・目的に基づいて交付されたものとみる余地があり、いまだ賄賂罪としての処罰を要するほどにAの職務の公正さやそれに対する社会一般の信頼を損なう行為とはいえない。」

判例の解説

一 本件事案の特徴

本件は、医療機器等の調査・研究及び提言等を目的とする研究所代表理事Bによる、市民病院医師Aに対する金員の供与、及び、Aによるその収受が賄賂罪に問われたものである。その際、一般的な公務員とは異なり、医師の職務の特殊性が賄賂罪の成否に影響しうるか、医師による専門知識等の提供に対する金員交付の賄賂性が争点となった。

二 職務関連性

1 職務行為性

職務とは、「公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務」と定義される。判例¹⁾は、さらに、「職務に密接な関係を有するいわば準職務行為又は事実上所管する職務行為」（最決昭31・7・12刑集10巻7号1058頁）にまで、その射程を広げている。近時の学説では、「職務密接関連行為」といった概念を排除し、端的に「職務」概念の解釈として捉えるべきとする主張が有力である²⁾。

本判決は、本件病院において臨床研究を実施することを前提として行われたアドバイスについては、「Aの職務そのもの、又は、その準備行為」に該当するとしている。

2 公務の無償性（非対価性）

公務とは、本来、対価なしに行われるものである。それ故、公務の対価として金品が交付される場合、そのこと自体、不法な趣旨・目的の存在を推認させる。

本判決は、社交儀礼³⁾とは若干、趣を異にするが、研究者個人としての知識、経験、能力、資質、名声、権威等といった個人的属性に対する敬意・評価としての謝礼の趣旨を含めて金品が交付される可能性を示唆して、金品の交付自体による不法な趣旨・目的の推定を否定した。

三 専門知識等の提供

このように、専門的職務に従事する公務員による知識等の提供に際しては、特別な配慮が必要となる。

1 名古屋地判 11・3・31(判時 1676 号 155 頁)

この点、国立大学医学部教授と製薬会社との新薬開発の共同研究をめぐる、収賄罪の成立が認められた裁判例がある。事案は、以下のようなものであった。国立N大学医学部薬理学講座の専任教授である被告人は、製薬会社3社に対してそれぞれ、製薬会社の社員を薬理学講座に研究生として受け入れ、指導しつつ、共同研究を行い、研究結果に関する情報を提供をしたこと等、製薬会社のために有利適宜な取り計らいがなされたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、コンサルタント料、技術指導料等を仮装して、被告人が管理するダミー会社の口座に、3社合計2億5600万円を振り込ませた。

名古屋地裁第2刑事部は、「新薬開発に関する学外での企業の経済的活動に結び付いた指導ないし助言という行為は、それ自体としては教育公務員としての本来の職務行為に当たらないと解されるものの、本件の各事実関係及び後記のような状況のもとでは、共同研究における新薬開発という同一目的に向けられたものであることからして、各企業から派遣された研究生に対する学内での教授指導と密接不可分であるうえ、被告人の新薬開発についての学内外での指導ないし助言という行為と企業側から支払われる謝礼との間には、いわゆる対価関係のあることは明らかであるから、職務との密接性について職務の公正さの保持という標準に照らし検討すれば、国立大学医学部教授としての職務の執行に密接な関係を有する行為であることが十分肯認できる」として職務関連性を肯定し、大学教授の研究活動につき、「研究活動の対価との趣旨で利益が供与された場合にも、研究者としての私的な労力や、能力、資質、名声、権威という個人的属性に対する敬意、評価の表れとしての趣旨を含んでいることも否定できない」としつつも、本件においては、本件各報酬金額が著しく高額であること、本件各金員供与の方法が極めて不当であること等、諸般の事情に鑑み、「本件各報酬の供与が社会通念に照らして合理的で相当なものであるなどとは到底いうことができない

い」と判示して、収賄罪の成立を肯定した。

この名古屋地裁判決は、結論の具体的妥当性という点では首肯されうるのである。しかし、同判決が、被告人の新薬開発についての学内外での指導ないし助言という行為と企業側から支払われる謝礼との間に対価関係があることを根拠にこれを職務密接関連行為とした点については、結論の先取りとの批判も強い⁴⁾。

2 大阪高判令 2・6・17(高検速報集(令) 389 頁)⁵⁾

また、国立大学教授による専門分野に関する技術指導に対して、民間企業から供与された技術指導料が賄賂に当たるかが問題とされた裁判例もある。事実の概要は、以下の通りである。鋼線、鋼索の製造及び販売等を業とするJ株式会社の常務取締役K₁及び営業部長K₂は、国立大学法人O大学の講座専任教授K₃と新工法の研究開発に関する技術指導について合意した。K₃の希望により、技術指導契約は、K₃が取締役を務める株式会社SとJの間で締結され、3回にわたって技術指導料合計194万4000円(月額10万円を基礎とする報酬)が、S名義の預金口座に振り込まれた。他方、Jは、K₃研究室においてO大学の施設・設備等を用いて行う部材実験の共同研究につきK₃と合意し、K₃の希望により、JとSの間で委託研究契約が締結された。その後、実験実行に先立って委託研究費がSに支払われた。また、実験に参加したのは、K₃のほか、K₃研究室所属の助教、研究生及び院生、Jから2名らであった。実験の前後には、上記メンバーによる勉強会ないし研究会が開催され、実験の具体的な計画策定及び準備、実験結果の解析等が行われた。

原判決は、K₁及びK₂が、共同研究の受け入れ・実施等に関し、K₃に賄賂(技術指導料)を供与したとして、贈賄罪の成立を認めた⁶⁾。これに対し、K₁及びK₂が控訴した。

大阪高裁第6刑事部は、職務行為性は一応肯定されうるという前提に基づいて、研究職公務員の特殊性を顧慮した上で、技術指導料の賄賂性について、「実体のある職務外活動に関し適法な趣旨で供与された金員については、……単に対価性があるからというだけで、不正なものであることが推認される、ましてやみなされるといった認定は許されないものとする。賄賂であることを認定するには、本来の意味に従い、報酬の不正さを基

礎付ける事情が、対価性とは別に認められることが必要であると解される」とした上で、不正な目的が存在しないこと、事実経過に照らしても、不正な報酬を基礎づける事情は認められないこと、及び、技術指導料の額が常識的に見て直ちに高額に過ぎるとは言い切れないことを根拠に、贈賄罪の成立を否定している。

専門的職務に従事する公務員の特殊性に着目する点は、上記名古屋地裁判決と共通しているが、対価性と賄賂性を明確に区別した点がこの大阪高裁判決の特徴である。本判決も、対価性と賄賂性を区別した上で、賄賂罪の成否を検討している⁷⁾。

四 賄賂性判断

1 賄賂罪の保護法益

上述の通り、少なくとも、専門性の高い公務員による専門知識の提供に際しては、対価性とは別に、賄賂性の有無を検討する必要があるように思われる。

ここでは、賄賂罪の保護法益が問題となりうる。賄賂罪の保護法益について、判例は、これを公務の公正及びそれに対する社会一般の信頼とする立場（信頼保護説）を取っている（最大判平 7・2・22 刑集 49 巻 2 号 1 頁）。学説には、信頼保護説⁸⁾の他、公務の不可買収性とする見解⁹⁾、公務の公正とする見解¹⁰⁾、公務の不可買収性及び公正とする見解¹¹⁾ 等がある。

2 賄賂性の判断基準

賄賂性の有無は、賄賂罪の保護法益に照らして検討されなければならない、具体的事案に即して、交付者と受領者の人的関係、両者の社会的地位等を加味した上で、諸般の事情を考慮して決することとなる。

この点、本判決は、「当該金品が賄賂に当たるかかどうかは、指導・助言等の内容や、金品が交付された経過、交付額などに照らし、当該金品の交付が賄賂罪としての処罰を要するほどに当該公務員の職務の公正さやそれに対する社会一般の信頼を損なうかどうかという観点から判断すべき」とし、いずれの点からも、賄賂性は否定されると結論づけている。

五 本判決の評価

医師による専門的知識の提供という特殊性に配慮しつつ、対価性の問題と賄賂性の問題を切り分

けた上で、賄賂罪の保護法益に照らし、賄賂性の有無を判断した本判決は、概ね妥当といえる。兼業許可届の不提出等、被告人には不適切な点もあるが、いずれにしても、本件は、賄賂罪が問題とされるような事案ではないであろう。

●——注

- 1) 職務密接関連行為に関して、最判昭 25・2・28 刑集 4 巻 2 号 268 頁参照。
- 2) 高橋則夫『刑法各論〔第 3 版〕』（成文堂、2018 年）706 頁、中森喜彦『刑法各論〔第 4 版〕』（有斐閣、2015 年）308～309 頁、松原芳博『刑法各論〔第 2 版〕』（日本評論社、2021 年）628 頁ほか。
- 3) 判例は、社交儀礼であっても公務員の職務に関して金品を受領した場合、収賄罪が成立すると解している（大判昭 4・12・4 刑集 8 巻 609 頁）。なお、最判昭 50・4・24 判時 774 号 119 頁参照。学説では、公務員の職務行為と対価性がある限り賄賂罪は成立し、社交儀礼として対価性が否定される場合にのみ不成立とする見解（山口厚『刑法各論〔第 2 版〕』（有斐閣、2010 年）620 頁ほか）と、対価性があったとしても、社交儀礼の範囲内にある場合は賄賂性が否定されるとする見解（西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論〔第 7 版〕』（弘文堂、2018 年）517 頁ほか）が対立している。
- 4) 門田成人『医事法判例百選』（有斐閣、2006 年）111 頁、堀内捷三・判例セレクト '99（2000 年）36 頁。
- 5) 本判決の評釈として、富川雅満・刑ジャ 67 号（2021 年）146 頁参照。
- 6) なお、K₃は、K₁及び K₂とは併合審理されず、本件共同研究について O 大学に無届けのまま、O 大学から研究費の支給を受け、必要な精算をしなかった等の点について、O 大学に対する背任罪、技術指導料の授受について、他社からのものも含めて収賄罪に問われ、全てにつき一審で有罪が確定している（大阪地判平 29・7・11LEX/DB25547395）。
- 7) その他、大学教員による製薬会社に対する便宜供与につき、東京高判平 16・4・21LEX/DB28095559 参照。また、税務職員らが職務時間外に納税関係者の依頼により申告書を作成した対価として金員の供与を受けた事案で、収賄罪の成立を肯定した、東京高判昭 42・5・26 判タ 213 号 194 頁も参照。
- 8) 大谷實『刑法講義各論〔新版第 5 版〕』（成文堂、2019 年）646 頁、高橋・前掲注 2）697 頁、中森・前掲注 2）306 頁、西田＝橋爪・前掲注 3）515 頁ほか。
- 9) 松宮孝明『刑法各論講義〔第 5 版〕』（成文堂、2018 年）491 頁ほか。
- 10) 山口・前掲注 3）612 頁ほか。
- 11) 浅田和茂『刑法各論』（成文堂、2020 年）571 頁ほか。